

1. 奨学金の目的

一般財団法人大業育成財団（以下、「当財団」）の奨学金（以下、「当財団奨学金」）は、意欲と能力のある学生に公認会計士資格試験を受けるための教育機会を保障し、公認会計士として社会利益に貢献する人材を世に送ることを目的に支給します。

2. 資格

当財団奨学金は、令和6年4月1日現在、次の(1)から(4)全ての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 日本国内に所在する大学及び大学院(以下、「対象大学」)に在学する者
- (2) 申込者の生計を維持する者の合計所得が650万円に満たない者
- (3) 公認会計士試験を受験する者
- (4) 生活の全般を通じて行いの善良な者

3. 申込期間

申込期間は毎年4月1日から8月31日までとし、都度申込可能とします。なお、「4.奨学生の選定」に記載のとおり、支給対象数の上限に達した場合はその時点で締め切らせていただきます。

4. 奨学生の選定

当財団の支給予定者数は公認会計士試験を初回受験する場合には同時に2名、「5. 支給額・支給期間等」において記載の2回目の支給が認められた者に対しても同時に2名に対して支給する。すなわち、1回目及び2回目受験者合わせて最大合計4名とします。

当財団奨学金支給予定者数は同時に2名、2回目受験者数は同時に2名とします。

令和6年4月1日を開始時点とし対象大学学長の推薦を受けた者について当財団で書類選考(課題あり)のうえ面接を行います。面接の結果、当財団奨学金を支給するにふさわしい者に支給を決定させていただきます。募集は申込期間内で常に行っており支給予定者数に達した場合は締め切りとします。

5. 支給額・支給期間等

専門学校のカリキュラムにもよりますが、1.5年以内での合格を目指すスケジュールを基本とします。

専門学校入学時に支払う受講料と同額の奨学金を支給します。ただし、令和6年4月1日時点で学部第3学年以上及び大学院に在学する者に関してはその60%の支給とします。

2回目の受験について当財団奨学金を希望する者に関しては、専門学校の申込時に30万円以内で奨学金を支給します。ただし、受講状況等を加味して支給の可否を判断します。

6. その他留意事項

- (1) 専門学校のカリキュラムに従って授業を適時に受講していただくこと。
- (2) 専門学校内で実施される試験(テスト)に関しては必ず受験し、継続して相当の点数を確保していただくこと。
- (3) (1)(2)に記載の受講状況等については、毎月1度報告を行っていただくこと。
- (4) 特段の事情がなく受講状況等が芳しくない者については本人及び連帯保証人と相談のうえ支給決定したものも含めて返済していただく場合があります。
- (5) 他団体から奨学生を受給又は貸与を受けている場合も当財団奨学生は受給可能となります。ただし公認会計士資格試験を受けるための奨学生については併給不能となります。
- (6) 生計を維持する者とは、申込者に父母がいる場合は当該父母を原則とし、父母がない場合は状況に応じて相談させてください。
- (7) 本人が希望する場合、当財団メンバーや、現役公認会計士とのオフ会などを用意させていただきます。
- (8) 特段の事情がなく専門学校を休学・退学した場合は返済していただくなど、不測の事態が発生した場合には両者相談のうえ真摯に解決することとさせていただきます。

7. 必要書類

- (1) 奨学生申請書
- (2) 申込者本人の顔写真付きの身元確認書類(生年月日、住所、氏名を含めて公的に証明されるもの)
- (3) 対象大学が発行する在学証明書
- (4) 世帯全員が記載されている(申込者本人・生計維持者)の住民票の写し
*必ず現住所の住民票を添付して下さい。現住所と住民票が異なる場合はご相談ください。
- (5) 生計維持者の課税証明書
*生計維持者全員の直近年度の課税証明書を添付して下さい。また、申込者本人も就業中(雇用形態問わず)で収入がある場合、申込者本人の課税証明書も添付して下さい。
- (6) 親権者の同意書
*申込者本人が18歳以上20歳未満の場合に限ります。
- (7) 課題
 - ① なぜ奨学生を受給してまで公認会計士になりたいのか。(800文字以上)
 - ② 奨学生の返済不能が社会問題になっていますが、申込者本人が返済不能に陥る可能性についてどのように考えているのか。(800文字以上)

8. 提出方法・出願方法

必要書類は財団ホームページにおいてご提出ください。提出方法を含むお問い合わせについてもホームページにてご連絡ください。

<https://shigyouzaidan.com/>